

## 【フランス】医療従事者等の安全を強化するための法律

海外立法情報課長 芦田 淳

\* 2025年7月、医療従事者等に対する暴行、侮辱等に対処するため、加害者に対する刑罰を強化するとともに、暴行等に対する告訴を容易にするための法律が制定された。

### 1 制定の背景

フランスでは近年、医療従事者（professionnel de santé）及び医療施設等の職員に対する暴行（violence）が広がっている<sup>1</sup>。これを踏まえ、政府は、医療従事者の安全に関する国家計画<sup>2</sup>を2023年に公表した。当該計画は、①公衆の啓発及び医療従事者等の研修、②暴行の予防及び医療従事者等の安全確保、③暴行の告訴及び被害者支援を3つの柱としている。本稿で取り上げる「医療従事者の安全を強化するための2025年7月9日の法律第2025-623号」<sup>3</sup>（以下「2025年法」）は、当該計画の②に含まれる目標「加害者に対する刑罰を強化すること」及び③に含まれる目標「被害者に真の支援を提供し、告訴を促すこと」の内容を反映したものである。2025年法は、全7か条から成り、2025年7月11日に施行された。

### 2 2025年法の主な内容

#### (1) 暴行、性的暴行及び窃盗に対する対応の強化

##### (i) 暴行

刑法典<sup>4</sup>は、2003年の改正により、医療従事者がその職務遂行中に、被害者が医療従事者であると加害者が知つて行う暴行について、次のとおり刑罰を加重するなどした。①意図せず被害者を死亡させた暴行については、「15年以下の拘禁刑」<sup>5</sup>を「20年以下の拘禁刑」（第222-8条）、②身体の損傷又は永続的な障害をもたらす暴行については、「10年以下の拘禁刑及び15万ユーロ<sup>6</sup>以下の罰金」を「15年以下の拘禁刑」（第222-10条）、③8日間を超える完全な労働不能をもたらす暴行については、「3年以下の拘禁刑及び4万5千ユーロ以下の罰金」を「5年以下の拘禁刑及び7万5千ユーロ以下の罰金」（第222-12条）、④8日間以下の労働不能をもたらす暴行又は労働不能には至らない暴行<sup>7</sup>については、3年以下の拘禁刑及び4万5千ユーロ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

<sup>1</sup> "Loi du 9 juillet 2025 visant à renforcer la sécurité des professionnels de santé," 2025.7.10. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/loi/293382-violences-securite-des-professionnels-de-sante-loi-du-9-juillet-2025>> 以下、本稿の執筆に当たり、同資料を適宜参照した。また、後掲注(2)の計画によれば、2022年の医療従事者に対する暴行の件数は18,768件となっており、その後の調査でも2023年は19,640件、2024年は20,961件と増加傾向にある。Rapport de l'ONVS 2025, 2025.9, p.7. Ministère du Travail, de la Santé des Solidarités et des Familles website <[https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/onvs\\_edition\\_2025\\_v0.pdf](https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/onvs_edition_2025_v0.pdf)>

<sup>2</sup> Plan pour la sécurité des professionnels de santé, 2023.9.29. Ministère de la Santé et de la Prévention website <[https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/dp\\_securite-professionnels-de-sante.pdf](https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/dp_securite-professionnels-de-sante.pdf)>

<sup>3</sup> Loi n° 2025-623 du 9 juillet 2025 visant à renforcer la sécurité des professionnels de santé <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051871545>>

<sup>4</sup> Code pénal. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070719](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719)>

<sup>5</sup> フランスでは、量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。奈良詩織「【フランス】外国の干渉を防止するための法律」『外国の立法』No.301-2, 2024.11, p.17. <<https://doi.org/10.11501/13783832>>

<sup>6</sup> 1ユーロは約180円（令和8年1月分報告省令レート）。

<sup>7</sup> 当該暴行に関して、職務遂行中の医療従事者を始めとした刑法典第222-13条で列挙された対象以外については罰則が設けられていない。

以下の罰金（第 222-13 条）。

2025 年法は、以上のような医療従事者に関する規定を、以下の施設等で働くその他の職員にも拡大した（第 1 条<sup>8</sup>）。拡大の対象となるのは、医療施設、医療センター<sup>9</sup>、（医師を始めとした多職種による）診療施設（maison de santé）、（助産師による）出産施設、医療従事者による個人診療所、薬局、在宅医療提供施設、（臨床検査等を行う）医療生物学研究機関（laboratoire de biologie médicale）又は社会施設・機関若しくは社会医療施設・機関<sup>10</sup>で働く者である。具体的には、病院の受付、事務部門で働く職員などが含まれる。

#### （ii）性的暴行

刑法典第 222-28 条を改め、医療従事者がその職務の遂行中に受けた性的暴行（同意のない性交を除く。）に対する刑罰を「5 年以下の拘禁刑及び 7 万 5 千ユーロ以下の罰金」から「7 年以下の拘禁刑及び 10 万ユーロ以下の罰金」に引き上げた。

#### （iii）窃盗

刑法典第 311-4 条を改め、医療機器若しくは医療補助機器の窃盗、医療施設における窃盗又は医療従事者の職務遂行等に損害を与える窃盗（例えば、業務用スタンプの窃盗）に対する刑罰を「3 年以下の拘禁刑及び 4 万 5 千ユーロ以下の罰金」から「5 年以下の拘禁刑及び 7 万 5 千ユーロ以下の罰金」に引き上げた。

### （2）侮辱に対する刑罰の引上げ

刑法典第 433-5 条は、公務員に対して、その職務の遂行中等に、当該公務員の尊厳又は職務にふさわしい敬意を損なう性質の発言、身振り、脅迫等を行うことを、侮辱（7,500 ユーロ以下の罰金及び公益奉仕活動が科される。）に該当するとし、医療従事者に関しては、公務に従事する特定の医療従事者にのみ適用されてきた。2025 年法は、この規定について、全ての医療従事者及び医療施設等（範囲は、2(1)( i )と同じである。以下同じ。）で働くその他の職員に適用を拡大した（第 2 条）。侮辱が医療施設等又は患者の自宅でなされた場合、刑罰が 6 か月以下の拘禁刑及び 7,500 ユーロ以下の罰金に引き上げられた（同条）。

### （3）告訴に関する雇用者等による支援

医療従事者が職務中に暴行等を受けた場合、報復への恐れなどから告訴を断念する事例がある。そのため、2025 年法は、医療施設等の医療従事者その他職員の雇用者が、本人の書面による同意を得て、職務の遂行中に行われた所定の犯罪（暴行等）について、医療従事者等に代わり告訴することを認めた（第 5 条）<sup>11</sup>。自らを雇用者とする医師等に関しては、職業団体又は地域医療従事者連合<sup>12</sup>が本人に代わり告訴する条件を定める命令を制定する（同条）。

<sup>8</sup> 以下、2(1)で取り上げる改正は、全て 2025 年法第 1 条に基づく。

<sup>9</sup> 医療センター（centre de santé）とは、一次医療及び必要に応じて二次医療を提供する地域医療機関である。予防、診断及び治療に係る活動を、施設又は患者の自宅において提供する（ただし、施設への宿泊を伴うものは除く。）。公衆衛生法典（Code de la santé publique. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006072665](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072665)>）L. 第 6323-1 条

<sup>10</sup> 社会施設・機関若しくは（又は）社会医療施設・機関（établissement ou d'un service social ou médico-social: ESMS）とは、要介護高齢者居住施設等を指し、社会福祉及び家族法典（Code de l'action sociale et des familles. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006074069](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074069)>）L. 第 312-1 条で該当する施設等が列挙されている。

<sup>11</sup> 医療従事者等を支援する手段であると同時に、告訴を取り下げる原因となる報復への恐れを和らげる手段でもあるとされる。Plan pour la sécurité des professionnels de santé, op.cit.(2), p.25.

<sup>12</sup> 地域医療従事者連合（unions régionales de professionnels de santé）とは、公的医療保険と協定を結ぶ医療従事者のうち独立して開業する者を代表する団体である。“Les unions régionales des professionnels de santé,” 2024.5.2. Cour des comptes website <<https://www.ccomptes.fr/fr/publications/les-unions-regionales-des-professionnels-de-sante-uprs>>